

平成 28 年
第 3 回南九州市農業委員会 会議録

1. 日 時 平成 28 年 3 月 18 日(火) 午後 3 時～

2. 場 所 南九州市颯娃保健センター

3. 出席委員(32 人)

会長 1 番 堀之内 和矢

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 3 番 宮原 俊郎 4 番 山脇 茂孝 5 番 中禮 隆一

7 番 君野 潤二 8 番 武田 正喜 9 番 永山 明美 10 番 松村 孝徳

11 番 奥藺 克年 13 番 松久保 英生 14 番 松永 正美

15 番 寶代 行廣 16 番 田中 泉 17 番 吉崎 重廣 18 番 下之門 信洋

19 番 梶山 俊孝 20 番 下永田 チサト 21 番 栗ヶ窪 和治

22 番 栢木 いさ子 23 番 東垂水 勝秀 24 番 仁田尾 三男

25 番 西牟田 實盛 26 番 武田 豊子 27 番 宮原 耕一 28 番 深町 幸子

30 番 小原 光則 31 番 有藺 正伸 32 番 大隣 講平

33 番 吉留 丘 34 番 有村 真知子 35 番 上野 茂

4. 欠席委員(3 人)

6 番 東 鈴子 12 番 外藺 順子 29 番 吉崎 久男

5. 議 題

○ 開会の宣告

○ 会長諸般の報告

○ 事務局長諸般の報告

○ 開議の宣告

○ 日程第 1 会議録署名委員の指名

○ 日程第 2 会期決定の件

○ 日程第 3 議案審議に係る通知事案について

○ 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について

○ 日程第 5 議案第 15 号 農業振興地域整備変更計画書(案)の意見決定
について

○ 日程第 6 議案第 16 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について

○ 日程第 7 議案第 17 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに諮問

決定について

- 日程第 8 議案第 18 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに諮問決定について
- 日程第 9 議案第 19 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 10 議案第 20 号 非農地証明願いについて
- 日程第 11 議案第 21 号 農地の競売・公売参加適格証明願いに対する証明書交付決について
- 日程第 12 議案第 22 号 農地利用変更届について
- 日程第 13 平成 27 年度農業委員会事業推進計画（当初予算）について
- 日程第 14 平成 26 年分農地の賃借料情報について
- 日程第 15 農業委員の情報公開・個人情報保護審議会委員並びに男女共同参画審議会委員の推薦について
- 日程第 16 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	芝原 和己	農政係長	加治佐 和彦
農地係長	福地 一浩	係員	大倉野 厳
知覧分室農政農地係長	上野 誠	係員	赤崎 美行
川辺分室農政農地係長	山下 剛志	係員	川畑 和成

7. 会議の概要

開 会 午後 3 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。
「一同 礼」
ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。6 番 東 委員、12 番 外 委員、29 番 吉崎久男 委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 32 名で、会議の定足数に達しております。
これより平成 28 年第 3 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の ページをご覧ください
きたいと重います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求め
ます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はござい
ませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立
ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等
発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してくだ
さい。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議
規則第19条第2項の規定により、9番 永山 委員、10番 松村 委員を指名し、
会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日3月18日の1日間としたいと思ひ
ますが、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を
求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農地法第18条第6項及び農用地利用集積計
画 並びに、議案審議に関しない農地法第18条第6項及び農用地利用集積

計画の合意解約について説明いたします。資料は3ページからになります。

今回、農地法第18条第6項による通知事案は2件の合意解約がなされました。内容としましては、賃貸人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さん他1人、賃借人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん他1人からの申し入れです。解約の主導は貸し人主導で、耕作者変更、本人耕作のためとなっております。地目の内訳は、畑が4筆4,778㎡となっております。

続きまして、農用地利用集積計画による通知事案ですが、19件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他18人、賃借人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他12人からの申し入れです。解約の主導は、1番から5番と9番から11番、14番15番が貸し人主導で、他は借り人主導です。解約の理由は、5番が農地転用、6番から11番は所有権移転のため、他は耕作者変更のためとなっております。地目ごとの内訳は、田が12筆で8,127㎡、畑が63筆で98,962㎡、合計75筆107,089㎡の合意解約となります。地域別では、颯娃地域4件、知覧地域3件、川辺地域が12件となっております。以上でございます。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 農業経営改善計画認定者の報告についてご説明申し上げます。
資料は、14ページになります。今回認定されたのは2件です。
先ず、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
これまで主に〇〇地域で、妻とアルバイト数名で甘藷5ha キャベツ3ha 軟弱野菜1.5ha を作ってきましたが、ここ数年キャベツの価格が暴落し、経営が安定しなくなってきたため今後機械の導入による労力の軽減や、収益率の高い作物の導入、それに契約栽培など行い、経営の安定を図りたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんと、経営の合理化や生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等を活用し、各

種機械の購入、更新を希望しています。

次に、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

これまで主に〇〇地域で、妻と２人で、キャベツ 2.5ha 甘藷 70a 茶 80a の経営を行ってきたが、今後一層の経営規模の拡大と機械導入による有料作物の栽培に努め、経営の安定と省力化を図りたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんと生産方式の合理化に制度資金等を活用し、機械の更新などを希望しています。

今回の報告は以上でございます。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございしますのでご了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず日程第５ 議案第 15 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって現地調査員の報告をお願いいたします。

知覧地区の調査員の報告をお願いします。

仁田尾委員 ３月 9 日、武田豊子委員、事務局の計 4 名及び関係者立ち会いの元、農用地利用計画変更申請に係る現地調査を実施しましたので報告いたします。

16 ページ、番号 1 番です。

申請人は、知覧〇〇の 〇〇〇〇さんです。

申請農地は、知覧町〇〇ほか 1 筆、畑の計 2,428 m²です。申請人は、自己所有の農地と隣接する農地を取得して、貸家 7 棟を建築し、併せて駐車場を整備しようとするもので、「農用地区域からの除外」となっております。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の 17～19 ページの地図をご覧ください。

申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はないものと判断しました。代替地については、いくつか検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことでした。詳細については後の 4 条申請及び 5 条申請で報告しますが、農用地区域からの除外については、やむを得ないものと判断しました。

次に、番号 2 番です。申請人は、知覧町〇〇の 〇〇〇〇さんです。申請農

地は、知覧町〇〇の畑の485㎡です。

申請人は、〇〇を経営しており、従業員と来客用の駐車場を整備しようとするもので、「農用地区域からの除外」となっておりますが、既に、平成4年頃から、申請地を借り受けて駐車場として利用しており、始末書が提出されております。現地の場所は、知覧庁舎から南西に直線で12kmほどの菊永集落の東側に位置します。詳細は、議案資料の20～22ページの地図をご覧ください。

申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はないものと判断しました。代替地については、いくつか検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことでした。詳細については後の5条申請で報告しますが、農用地区域からの除外については、やむを得ないものと判断しました。

次に、番号3番です。申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇の畑の1,333㎡です。編入目的は、申請人は、甘しよとソラマメの生産を行う専業農家で、今回申請地を譲り受け、農地の集団化及び有効利用を図っていくために、農用地区域へ編入をするものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇の近くに位置します。詳細は、議案資料の23～25ページの地図をご覧ください。

申請地は、農用地区域の外周部にあり、今回の編入については特に問題はないと判断しました。以上、現地調査の報告を終わります。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

知覧分室 16ページ、農用地区域からの除外の番号1番から、補足説明いたします。
農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。代替地については、数カ所検討しましたが、ほかに売却意向があるとか、面積が不足していた等で適当な土地が見つからなかったとのことであります。周辺農地の集団化・作業効率への影響については、他の農地には耕作道路が確保されているため支障はないものと判断されます。用排水路等への影響につきましては、雨水等は道路側溝へ放流し、生活雑排水は浄化槽で処理し放流する計画であるため、特に影響を及ぼす恐れはありません。また、土地改良事業につきましては、実施していません。

以上、本申請につきましては、特に問題はなく、農用地区域からの除外については、やむを得ないものと判断するところです。

次に、番号2番です。番号1番と同様に、代替地については、数カ所検討しましたが、死亡者名義であるとか、土地造成等に多額な費用がかかる等で適当な土地が見つからなかったとのことであります。周辺農地の集団化・作業効率への影響については、他の農地には耕作道路が確保されているため支障はないものと判断されます。用排水路等への影響につきましては、雨水等は自然流下であるため、特に影響を及ぼす恐れはありません。土地改良事業等については、完了後8年以上(S51. 1. 15 土地改良法による換地処分)経過し、南薩及び知覧町土地改良区からやむを得ない旨の意見書が農政係に提出されております。

以上、本申請につきましては特に問題はなく、農用地区域からの除外については、やむを得ないものと判断するところです。

次に、農用地区域への編入の番号3番です。

農業振興地域の変更条件等についてですが、先ほど現地調査員より説明がありましたとおり、申請地は農用地区域の外周部に隣接しており、今回の編入に関しては特に問題はないと思われます。

以上、補足説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

梶山委員 審議番号1番のこの農用地区域内の19番の表でみたとき、この農用地区域外の三角の斜線の5486-2、551-3は、宅地ですがそれ以外のこの周りの土地は農地ではないのですか。農用地区域内ではないのですか。

知覧分室 農用地区域には入っていません。

梶山委員 何理由があって外れているのでしょうか。

知覧分室 特には伺っていません

議 長 はっきりとは記憶にないですが、この地域は農振見直しの時、宅地候補地として外して貰ったと記憶しています。

梶山委員 解りました

議 長 他に質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 15 号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 6 議案第 16 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明をいたさせます。

農地係長 それでは、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。議案資料は 27 ページからになります。今回の申請は、所有権移転が 10 件ありました。譲渡人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他 8 人、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他 9 人の申請であります。申請内容の内訳は、田が 12 筆で 4,749 m²、畑が 8 筆で 9,193 m²、合計 20 筆 13,942 m²となっています。所有権移転の理由としましては、1 番から 3 番と 8 番 9 番は規模拡大、他は親族・知人からの受贈によるものとなっております。地域別では、潁娃地域 2 件、知覧地域 3 件、川辺地域 5 件となっております。土地の取引価格につきましては、10a あたり、畑が 400,000 円から 750,000 円で売買される予定です。法第 3 条第 2 項各号の判断については、29 ページから 33 ページの調査書のとおりでございます。以上の案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第16号に係る案件については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第16号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議 長 次に、日程第7議案第17号 農地法第4条許可申請に対する許可並びに諮問決定についてを議題といたします。まず、現地調査員の報告を求めます。
まず、知覧地区の報告をお願いします。

仁田尾委員 35ページ、審議番号1番です。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請農地は、知覧町〇〇、畑の858㎡です。転用目的は、生活に利便のよい場所であることから、5条申請分の隣接地と一体として、貸家7棟を建築しようとするものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇kmほどの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の36・37ページの地図をご覧ください。

申請地は、北側と西側は道路に、東側は畑に、南側は一体利用する畑に接しています。造成は整地のみで境界には、よう壁を設けるため土砂等が流出する恐れはなく、また雨水は道路側溝に、污水・生活雑排水は各棟毎に浄化槽で処理し道路側溝に放流する。日照通風等については、建築高を4.9mとし、隣接地から6m以上離して建築するので、特に問題はないと判断しました。

次に、審議番号2番です。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請農地は、知覧町〇〇、畑の523㎡です。転用目的は、申請地は山林と宅地に囲まれ、生産性も低いので、杉を植林しようとするものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇に位置します。詳細は、

議案資料の38・39ページの地図をご覧ください。

申請地の周囲は、道路・山林・宅地で、農地はありません。隣接農地はないため、土砂流出、雨水排水、日照・通風等については特に問題はないと判断しました。以上、現地調査の報告を終わります。

議長 次に 川辺地区の報告をお願いします。

深町委員 去る3月9日、今市委員、中礼委員、事務局、私で農地転用許可申請に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

審議番号3番ですが、この案件は先月の総会で保留となっている案件ですが、再度上程するものです。申請人は、〇〇の〇〇〇〇さん、申請農地は、川辺町〇〇ほか1筆の田で、申請面積は1,123㎡、転用目的は山林です。

申請地は隣接地より地盤が高く水利が悪いため耕作に適さず、今後も耕作の見込みがないため、荒廃を防ぐために桜と柿の木を植えて管理しようとするものですが、既に平成17年4月頃、植樹されており始末書が提出されています。また、今後もスギ・ヒノキ等樹高が高くなる木は植林しない旨の誓約書が提出されています。

申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇の県道鹿児島川辺線の〇〇に位置しますが、詳細は40・41ページの地図をご覧ください。申請地の北側は河川堤防に、東側は県道に、南側は田に、西側は水路と不耕作の畑に接しています。現状のまま利用し、雨水排水は自然流下としますので、土砂流出等の恐れはなく、また、隣接地とは4m程度の緩衝地を設けるため、日照・通風等に影響を及ぼす恐れもありません。調査の結果、申請農地に桜・柿を植樹し、山林として管理することはやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

知覧分室 35ページ、審議番号1番から補足説明いたします。

立地基準ですが、申請農地は、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、申請地周辺には概ね50m以内に3戸以上の住宅が連担しているため、第1種農地の中で例外的に許可できる集落接続施設に該当すると思われます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家

台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許、許可、認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号2番です。

立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許、許可、認可等についても、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、転用はやむを得ないと判断するところです。

川辺分室

審議番号3番ですが、この案件は先月の総会において審議していただきましたが保留になっている案件です。立地基準については、申請農地は、都市計画法で第一種中高層住居専用地域として用途地域が定められていることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると判断されるところであります。一般基準の資力及び信用ですが、農地法の許可を受けずに転用したことについては始末書が提出されております。転用行為の妨げになる者は、台帳を確認したところ該当する者はなく、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、既に転用済みであります。関係行政庁の免許、許可、認可等についても、特に必要ありません。

先月の総会において、委員の皆様から意見が出された件に関しまして、3月9日付けで申請人から誓約書が提出されております。内容は、スギ・ヒノキ等の大木となるような木は植えません、また、申請書に添付してある被害防除に関する誓約書を厳守し、隣接土地所有者等に迷惑をかけないように対処しますとのことであります。以上のことから、本申請につきましては、立地基準は第3種農地であり、原則許可すべきものであること、背の高くなる木は植えないという本人からの誓約書が提出されていることからして、転用はやむを得ないと判断するところであります。

以上で補足説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

小原委員 審議番号3のここは前回保留の案件ですが、誓約書は取っているということですが、周囲の同意書はあるのでしょうか。

川辺分室 本人に同意は貰えないかとお願いしたところ、口頭では同意は貰っているが同意書は貰っていないと、また周囲の方が建物などを作るときは、私のところに同意を貰いには来ていないと、なんで今回だけ同意書が必要なのかと問われました。そして、今回背の高い高木は植えないという誓約書で処理してもらいたいとの意向でした。

議 長 今市委員も現地を見られていますがどうですか。

今市委員 私もこの様な所を山林にと思いながら現地調査を行いました。誓約書も出されていたので、しかたがないかとの思いです。

議 長 他に質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第17号 農地法第4条許可申請に対する許可並びに諮問決定については、申請理由からしてやむを得ないものとして申請どおり許可し、県農業会議へ諮問することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第17号については、申請どおり許可し、県農業会議へ諮問することに決定されました。

議 長 次に、日程第8 議案第18号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに諮問決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告を求めます。

まず、所有権移転の瀬娃地区分3件について、報告をお願いします。

永山委員 それでは、農地法第5条所有権移転について現地調査の報告をいたしま

す。

まず、審議番号1番について、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、潁娃町〇〇の畑で、申請面積は410 m²になります。現在、借家住まいで手狭になってきたことから、実家に近い申請地に住居を建築しようとするものですが、隣接する宅地も同時に取得し一体として利用するものです。申請地は、潁娃庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇にあります。詳細は45・46ページの地図をご覧ください。申請地の北側は畑に、ほかは宅地に接しております。現状のままの利用で境界はブロック積みとしますので、土砂流出等の恐れはありません。雨水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理します。日照通風等については、建築高を3.5m程度とするので、影響を及ぼす恐れはないと思われます。

次に2番について、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇、譲渡人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、潁娃町〇〇の田で、申請面積は371 m²になります。申請人は、サービス付き高齢者向け住宅を経営しており、この敷地内に22室の同様の施設をもう1棟建設したことで、敷地内にあった駐車場が使えなくなることから、隣接する申請地を従業員及び面会者用の駐車場として整備しようとするものです。なお、申請地については平成27年12月から、すでに駐車場として利用されており、始末書が提出されております。申請地は、潁娃庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇の近くにありますが、詳細は47・48ページの地図をご覧ください。申請地の北側は水路に、東側は田に、南側は道路に、西側は駐車場に接しております。隣接農地境界は法面保護を行いますので、土砂流出等の恐れはありません。雨水は自然流下とし、日照通風等については、影響を及ぼす恐れはないと思われます。

3番について、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、潁娃町〇〇の畑で、申請面積は324 m²になります。申請人は、自宅に1台分の駐車スペースしかなかったため、隣接する申請地に 駐車場を整備し、あわせて物置を設置しようとするものです。申請地は、潁娃庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇にあります。詳細は49・50ページの地図をご覧ください。申請地の周囲は宅地に接しておりますので、土砂流出、日照通風等については、特に問題はありません。これらのことから、潁娃地区3件の申請農地の転用については、やむを得ないものと判断しました。以上です。

議 長 次に、所有権移転の知覧地区分3件について、報告をお願いします。

武田（豊）委員 審議番号4番です。

譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇 さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の1,570 m²です。転用目的は、生活に利便のよい場所であることから、4条申請の隣接地と一体として、貸家7棟を建築しようとするものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の51・52ページの地図をご覧ください。申請地は、北側は一体利用する畑に、南東側は畑に、南西側は道路に接しています。造成は整地のみで、境界にはよう壁を設けるので、土砂等が流出する恐れはなく、また雨水は道路側溝に、汚水・生活雑排水は、棟毎に浄化槽で処理し、道路側溝に放流します。日照通風等については、建築高を4.9mとし、隣接地から6m以上離して建築するので特に問題はないと判断しました。

次に、44ページ、審議番号5番です。

譲受人が、鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇 さんで、親子です。

申請農地は、知覧町〇〇ほか2筆、畑の計1,396 m²のうち500 m²です。申請人は、現在借家住まいで、手狭になったため、父所有の申請地を譲り受けて、一般住宅を建設するものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇の近くに位置します。詳細は、議案資料の53・54ページの地図をご覧ください。申請地は、北側と西側は父所有の農地に、東側は宅地に、南側は道路に接しています。現状のままで利用し、境界には防護柵を設けるので、土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は下水道で処理します。日照通風等については、建築高6m程度であり、境界から6m程度離して建築するので、周辺農地に影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

次に、審議番号6番です。

譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇 さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の485 m²です。申請人は〇〇を経営しており、従業員と来客用の駐車場を整備しようとするものですが、既に平成4年頃から、申請地を借り受けて駐車場として利用しており、始末書が提出されております。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇の東側に位置します。詳細は、議案資料の55・56ページの地図をご覧ください。申請地は、北側は道路に、東側は山林に、南側と西側は畑に接しています。現状のままで利用し、周囲をのり面保護とするので、土砂流出等の恐れはなく、また雨水は、自然流下とし、日照通風等については、主として駐車場としての利用であり周辺農地に影響を及ぼす恐れはないと判断しました。以上、調査の報告を終わります。

議 長 次に、所有権移転の川辺地区分2件について、報告をお願いします。

今市委員 審議番号7番の譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇番ほか1筆の田で、申請面積896㎡、転用目的は貸家です。転用目的は、周辺が住宅地であり、生活に便利な申請地に貸家3棟を建築しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇に位置しますが、詳細は57・58ページの地図をご覧ください。

申請地の北側と東側は水路を挟んで道路に、南側と西側は田に接しています。0.6mの盛土を行いますが、境界部分はいよう壁を設けますので土砂流出等の恐れはありません。雨水は自然流下とし、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理し北側水路に放流します。日照通風等については、隣接農地とは5m以上離して建築するため支障を及ぼす恐れはありません。このことから、申請農地の貸家への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号8番の譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は〇〇番の畑、585㎡、転用目的は山林です。申請地は、山林に囲まれ生産性が低く耕作されておらず、今後も耕作の見込みがないことから山林として管理しようとするものですが、既に、平成7年頃、杉が植林されており始末書が提出されています。申請地は、川辺庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇近くに位置しますが、詳細は59・60ページの地図をご覧ください。申請地の周囲は山林、原野及び現況山林の畑に接しています。現状のまま利用しますので、土砂等が流出する恐れはなく、雨水排水は自然流下とし、日照通風等についても、周囲に農地はなく影響を及ぼす恐れはありません。このことから、申請農地の山林への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

議 長 次に、賃借権設定の知覧地区分1件について、報告をお願いします。

武田（豊）委員 貸人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は、貸人が代表取締役を務める〇〇〇〇です。申請農地は、知覧町〇〇ほか1筆、畑の計700㎡です。申請人は、〇〇を経営しており、倉庫と駐車場を整備して、申請地の隣地で営業する運送業者へ貸し付けるものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の62・63ページの地図をご覧ください。申請地は、北側は貸付先運送業者の営業所に、東側は貸人所有の畑に、南側は宅地に、西側は雑種地に接しています。

現状のままの利用で、土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下とし、日照通風等については、駐車場としての利用が主であり、周辺農地に影響を及ぼす恐れはないと判断しました。以上、現地調査の報告を終わります。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 次に、賃借権設定の川辺地区分1件について、報告をお願いします。

深町委員 審議番号2番の借人は、〇〇の〇〇〇〇〇、貸人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇〇さん外5名です。申請農地は、川辺町〇〇ほか6筆の田で、申請面積2,023㎡、転用目的は店舗です。申請人は、全国で〇〇を経営している法人ですが、今回、国道沿いの立地条件のよい申請地に出店し、経営の安定を図ろうとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に直線で〇〇の国道と県道の交わる〇〇に位置しますが、詳細は64・65ページの地図をご覧ください。申請地の北側は道路を挟んで宅地に、東側は河川に、南側は水路に、西側は国道に接しています。約2mの盛土を行いますが、法面保護を行い、境界は防護柵を設置しますので土砂流出等の恐れはありません。雨水は敷地内に排水溝を設け南側水路へ放流し、汚水・生活雑排水も浄化槽で処理し同じく南側水路に放流します。日照通風等については、周辺に農地はないため支障を及ぼす恐れはありません。このことから、申請農地の店舗への転用はやむを得ないものと判断いたしました。以上で報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 それでは、説明します。資料は、43ページからになります。
所有権移転の審議番号1番についてですが、立地条件については、都市計画法で第1種中高層住居専用地域として用途区域が定められていることから、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」と判断されるところであります。一般基準の資力及び信用については、過去に違反転用等行った事はなく、資金については金融機関の融資と自己資金で賄うとのことで、関係書類で確認できますので、適当と認められます。また、転用目的にもありますように、住居を新築するもので許可後は遅滞なく供することが確実だと思われます。

次に2番についてですが、申請地は10ha以上の一団の農地にあることから、第1種農地と判断されますが、経営するサービス付き高齢者向け住宅施設の隣接地にあることから、不許可の例外である「既存施設の拡張」に該当すると判断されます。一般基準の資力及

び信用については、過去に違反転用等行った事はなかったわけでしたが、平成 27 年 12 月から駐車場として使われており、始末書が提出されております。

次に 3 番についてですが、申請地は J R ○ ○ 駅の 500m 内にあることから、第 2 種農地の「500m 以内農地」に該当します。一般基準の資力及び信用については、過去に違反転用等行った事はなく、資金については自己資金で賄うとのことで、関係書類で確認できますので、適当と認められます。また、転用目的にもありますように、駐車場を整備し、物置を設置するもので許可後は遅滞なく供することが確実だと思われます。

以上 3 件の、転用行為の妨げになる者については、台帳を確認したところおりませんでした。また、関係行政庁の免許、許可、認可等については、特に必要ありません。これらのことから、穎娃地区 3 件の転用許可についてはやむを得ないと判断するところです。以上です。

知覧分室 次に、審議番号 4 番から補足説明いたします。

立地基準ですが、申請農地は、周囲に 10ha 以上の集団性があり、生産性が高いため第 1 種農地と判断されますが、申請地周辺には概ね 50m 以内に 3 戸以上の住宅が連担しているため、第 1 種農地の中で例外的に許可できる集落接続施設に該当すると思われます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許、許可、認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、44 ページ、審議番号 5 番です。

立地基準ですが、申請地の南側が、上水道及び下水道が敷設された幅員 4m 以上の市道 ○ ○ 線に面しており、かつ申請地から概ね 500m 以内に ○ ○ ○ ○ と ○ ○ ○ ○ の 2 つの医療施設があるため、第 3 種農地の都市的環境整備農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については融資でまかなう計画で、申請書

に添付されました融資証明で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはおりません。関係行政庁の免許，許可，認可等についても，特に必要ありません。また，許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから，転用はやむを得ないと判断するところです。

次に，審議番号 6 番です。

立地基準ですが，申請農地は，周囲に 10ha 以上の集団性があり，生産性が高いため第 1 種農地と判断されますが，申請地は，隣接する養鶏場の駐車場としての利用であり，第 1 種農地の中で例外的に許可できる既存施設の拡張に該当すると思われます。続いて，一般基準の資力及び信用は，申請者は過去に違反転用等を行ったことはなかったわけですが，既に平成 4 年頃に駐車場として利用しており，今回始末書が提出され，今後はこのようなことのないようにするとのことであります。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については，すでに転用済みです。転用行為の妨げになる者は，農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許，許可，認可等についても，特に必要ありません。これらのことから，転用はやむを得ないと判断するところです。

次に，61 ページ，賃貸借設定の審議番号 1 番について補足説明いたします。

立地基準ですが，中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから，第 2 種農地のその他農地と判断されます。続きまして，一般基準の資力及び信用ですが，申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く，必要な資金については自己資金でまかなう計画で，申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は，農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許，許可，認可等については，特に必要ありません。また，許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから，転用はやむを得ないと判断するところです。以上，補足説明を終わります。

川辺分室 それでは補足説明を申し上げます。

資料は 44 ページ，所有権移転の審議番号 7 番です。立地基準ですが，申請農地は南側に 10 ヘクタール以上の一団の農地が広がっていることから，第 1

種農地と判断されるところであります。既存の集落に接続して貸家を建築するものであり、第1種農地の中で例外的に許可できる集落接続施設に該当すると判断されます。一般基準の資力及び信用ですが、必要な資金については全額を自己資金で賄うとのことで、添付された関係書類で確認できました。また、過去に違反転用等行ったこともないことから、信用についても問題ないと認められます。転用行為の妨げになる者は、台帳を確認したところ該当する者はおらず、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性についても問題ないと思われます。関係行政庁の免許、許可、認可等については、土地改良事業施行区域内であります。川辺町土地改良区から、転用についてはやむを得ない旨の意見書が出されております。なお、申請地は昨年度から行われました農業振興地域整備計画の全体見直しにおいて、農用地区域から除外されております。（2/9 公告済）このことから、本申請については、貸家への転用はやむを得ないと判断するところでございます。

次に、審議番号8番の立地基準ですが、申請農地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地と判断されるところであります。一般基準の資力及び信用ですが、農地法の許可を受けずに転用したことについては始末書が提出されており、今後はこのようなことのないようにするとのことであります。転用行為の妨げになる者は、台帳を確認したところ、該当する者はなく、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、既に転用済みであり、関係行政庁の免許、許可、認可等についても、特に必要ありません。このことから、本申請について、山林への転用はやむを得ないと判断するところでもあります。

次に、議案書61ページ、賃借権設定の審議番号2番です。

立地基準ですが、申請農地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地と判断されるところであります。一般基準の資力及び信用ですが、必要な資金については全額を自己資金で賄うとのことで、添付された関係書類で確認できました。また、過去に違反転用等行ったこともないことから、信用についても問題ないと認められます。転用行為の妨げになる者は、台帳を確認したところ該当する者はなく、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、申請目的にあるとおり、〇〇〇〇を建築し経営安定を図ろうとするものであり速やかな転用は確実であると思われます。関係行政庁の免許、許可、認可等については、申請地内に水路がありますが、市の関係課に確認しましたところ、用途を廃止した上で、普通財産に所管換えをし、貸し付ける見込みであるとのことであります。また、南側の県道からの進入

路については、県道との間の水路に橋を架ける予定であります、県と事前協議を行い、許可される見込みであるとのこと。このことから、本申請については特に問題はなく、店舗への転用はやむを得ないと判断するところであります。

以上で補足説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 18 号 農地法第 5 条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ諮問することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第 18 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ諮問することに決定されました。

議 長 次に、日程第 9 議案第 19 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。議案資料は 67 ページからになります。

まず、「所有権移転」ですが、内容としましては、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん 他 10 人で 譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他 12 人です。所有権移転の理由は、すべて規模拡大によるものとなっています。地目の内訳は、田が 5 筆 2,991 m²、畑が 26 筆 42,359 m²、合計 31 筆 45,350 m²となっております。申請農地の取引価格については、10a あたり、田が 300,000 円から 332,000 円の間で、畑が 200,000 円から 800,000 円の間で売

買される予定です。地域別の件数は、潁娃地域4件、知覧地域7件、川辺地域4件となっています。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。資料は72筆から103筆になります。利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんの相続人代表〇〇〇〇さん他205人で、利用権の設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇〇さん 他55人になります。設定面積は、田が198筆で131,633㎡、畑が135筆で194,272㎡、合計333筆の325,905㎡になります。地域別では、潁娃地域が21件、知覧地域が45件、川辺地域が158件となっています。

次に、「使用貸借利用権の設定」であります。資料は104筆から109筆になります。利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほか9人、利用権の設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇〇さん ほか6人です。設定面積は、田が2筆1,599㎡、畑が45筆63,784㎡、合計47筆65,383㎡であります。地域別では、潁娃地域4件、知覧地域4件、川辺地域2件となっています。

以上でございますが、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定の番号3番については梶山委員が15・16番については實代委員が33番・215番については下之門委員が議事参与の制限に該当しますので、まず、該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第19号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、賃貸借利用権設定の番号3番15・16番33番215番を除く案件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第 19 号の案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号 3 番 15・16 番 33 番 215 番を除く 219 件、と使用貸借利用権の全案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 19 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

関係委員にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。ご異議ございませんか。

関係委員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

それでは、議事参与の制限に該当する案件について審議を行いますので、関係委員の退室を求めます。

(梶山委員、寶代委員、下之門委員 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑がございませんので、採決いたします。

議案第 19 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、賃貸借利用権設定の番号 3 番 15・16 番 33 番 215 番については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案 19 号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員、の入室を許可いたします。

(梶山 委員、寶代委員、下之門委員 入室)

議 長 関係委員に報告いたします。議案第 19 号農業経営基盤強化促進法の規定

による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議長 次に、日程第 10 議案第 20 号非農地証明願いについてを議題といたします。まずもって、現地調査委員のご報告を求めます。
まず、潁娃地区分について報告をお願いします。

松永委員 非農地証明願いに係る現地調査を実施しましたので報告いたします。

審議番号 1 番の申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇の田で、27 m²になります。潁娃庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇にあります。詳細は 113・114 ページの地図をご覧くださいと思います。申請地は面積も小さく形状も悪く、耕作が困難で 30 年以上耕作されていない農地で、今後も耕作される見込みはなく、周囲の状況から判断しましても、非農地とすることに何ら支障はないものと判断しました。

それでは、2 番です。

申請人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇の田で、申請面積は 160 m²になります。申請地は、潁娃庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇の北側にありますが、詳細は議案資料の 115・116 ページの地図をご覧くださいと思います。申請地は土手の上の細長い地形で耕作が困難で、20 年以上耕作されていない雑木林であり、今後も耕作される見込みはなく、周囲の状況から判断しましても、非農地とすることに何ら支障はないものと判断しました。

それでは、3 番です。

申請人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇他 2 筆の畑で、申請面積は 744 m²になります。申請地は、潁娃庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇の近くにありますが、詳細は議案資料の 117・118 ページの地図をご覧くださいと思います。申請地の周囲は山林で、30 年以上耕作されておらず、山林となっており、今後も耕作される見込みはなく、周囲の状況から判断しましても、非農地とすることに何ら支障はないものと判断しました。

以上です。

實代委員 続きまして 4 番から説明します

4 番の申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁

娃町〇〇ほか1筆の畑で、申請面積は84㎡になります。穎娃庁舎からほぼ〇〇に直線で〇〇の〇〇にあります。詳細は議案資料の119・120ページの地図をご覧くださいと思います。申請地は県道等の拡張工事により分筆縮小され、面積も小さく茶工場等の建物に隣接した耕作困難な土地で、農地への復元は極めて難しいことや、周囲の状況から判断しましても、非農地とすることに何ら支障はないものと判断しました。

次に、5番の申請人は〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、穎娃町〇〇の畑で、384㎡になります。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇にあります。詳細は議案資料の121・122ページの地図をご覧くださいと思います。申請地北側の宅地は道路から2mほど低くなっており、道路と宅地の間にある申請地は傾斜地で耕作が困難で、20年以上前から宅地の一部と使われております。農地への復元は困難なことや、周囲の状況から判断しましても、非農地とすることに何ら支障はないものと判断しました。

次に6番の申請人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、穎娃町〇〇の畑で、617㎡になります。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇にあります。詳細は議案資料の123・124ページの地図をご覧くださいと思います。申請地の周囲は山林で、30年以上耕作されておらず、山林となっており、今後も耕作される見込みはなく、周囲の状況から判断しましても、非農地とすることに何ら支障はないものと判断しました。

次に7番の申請人は穎娃町〇〇の〇〇さんです。

申請地は、穎娃町〇〇の畑で、545㎡になります。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇にあります。詳細は議案資料の125・126ページの地図をご覧くださいと思います。30年以上前から申請地で〇〇を経営しており、〇〇が建っています。現在、〇〇はやめていますが、農業用倉庫として使用してきており、農地への復元は困難なことから、非農地とすることに何ら支障はないものと判断しました。

議 長 次川辺地区分について報告をお願いします。

中禮委員 審議番号8番の申請人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、申請農地は、川辺町〇〇の畑、15㎡で、川辺庁舎から〇〇に〇〇行った〇〇

にあります。詳細は議案資料の 127・128 ページの地図をご覧ください。申請地は、袋地で耕作道路もなく 15 m²と狭いことから、畑として耕作するには生産性が悪かったため、40 年ほど前から耕作されず、現在は、雑木や竹などが生い茂った状態となっており、周囲も同様の状況であります。調査の結果、今後も農地としての利用は見込まれず、周囲の状況から見ても、非農地とすることに何ら支障はないものと判断いたしました。以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 ただいま、現地調査員から報告がありました非農地証明の交付基準には、「農地法が適用される以前から非農地であった土地」「自然災害による災害地で農地への復旧が困難であると認められる土地」「農業振興地域の整備に関する法律で定める「農用地区域外」の土地で、原則として 20 年以上耕作が放棄され、将来的にも農地として使用するのが困難であり、農地行政上も特に支障が無いと認められる土地」があります。

審議番号 1 番から 7 番については、農振農用地区域外で、これまで 20 年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難で、農地行政上も特に支障が無いことから、非農地と判断することに、支障はないものと思われま。以上でございます。

川辺分室 審議番号 8 番は、調査員の説明にあったとおり、40 年ほど前から放置されて山林原野化しているもので、今後も農地へ復旧し耕作することは困難であると思われま。農地行政上も非農地として地目を変更することに、特に支障はないと認められるところでございま。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたしま。

議 長 只今現地調査委員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 20 号 非農地証明願いについては、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することにご異議ござ

いませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。
よって議案第 20 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議長 日程第 11 議案第 21 号 農地の競売・公売参加資格証明願いに対する証明書交付決定について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案第 21 号農地の競売参加適格証明願に対する意見決定並びに証明書の交付決定について説明いたします。

申請物件は、鹿児島地方裁判所からの農地の競売で、頴娃町〇〇 2,457 m²の畑になります。

今回、申し出のありました 3 件につきまして、農地法第 3 条の許可基準に基づき申出者の経営面積、耕作能力等について審査しましたが、議案資料の「申請人の状況」欄にありますように、3 者とも何れの要件も満たしている適格者であることを確認しましたので報告いたします。

なお、後日、鹿児島地方裁判所より、入札の結果に基づき、最高価格買い受け申し出人として定められ、改めて農業委員会へ 3 条申請が提出された場合において、申請内容が相違ないと確認されたときは、会長判断で処理されることになります。

以上で説明を終わります。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 21 号 農地の競売・公売参加資格証明願いに対する証明書交付決定については、申請どおり証明書を交付することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第 21 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長 次に、日程第 12 議案第 22 号 農地利用変更届けについてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告を求めます。

川辺委員 出人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんで、届出農地は、川辺町〇〇番の田、218 m²です。場所は、川辺庁舎から〇〇に〇〇行った〇〇に位置しますが、詳細は 133・134 ページの地図をご覧ください。届出地の西側は宅地に、他は道路と水路に接しています。届出の理由は、水利など耕作条件が悪く、田としての利用が望めないため、畑として利用するものであります。工事は、東の水路側にコンクリートブロックを積み、盛土を 1m 程度行いますが、土砂等の流出の無いように施工するとのことです。調査の結果、田から畑への利用変更については、やむを得ないものと判断いたしました。
以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

川辺分室 本案件は農地の利用形態を田から畑へ転換するものであります。
田においては、水利の関係上、周辺に支障がないか確認する必要がありますが、いずれも周辺農地に支障を及ぼす恐れはないことを確認しました。隣接農地の耕作者の同意については、隣接する農地はなく、必要ありません。このことから、田から畑への転換は支障ないものと思われ、受理することが適当であると判断されます。以上で補足説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

- 議 長 質問，ご意見がありませんので，採決いたします。
議案第 22 号 農地利用変更届けについては，申請のとおり受理することにご異議ありませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 異議なしと認めます。
よって，議案第 22 号については，申請のとおり受理することに決定いたします。
- 議 長 ここで追加議案がありましたので次に，追加日程第 1 議案第 23 号 事務局職員等の任命についてを議題に供します。事務局長の説明を求めます。
- 事務局長 それでは追加日程第 1 議案 23 号事務局職員等の任命についてご説明いたします
農業委員会事務局設置規則第 3 条では，職員は委員会がこれを任免すると有りますので，この条項により，今回提案するものでございますが，追加日程第 1 の議案第 23 号の追加資料にありますように，農業委員会農地係に新規採用の主事「橋村将平」が知覧分室主任主査に市民福祉課児童福祉係主任主査の「松元久美」が配属されます。
なお，参考としまして転出職員の配属先として，農地係の大倉野主任主査は農政課農政係へ知覧分室赤崎主任主査は知覧支所農政係長として転出されます。3 の異動後の職員配置表についてはお目通しを願います。新年度からこの体制で事務局の運営を予定していますのでよろしくお願いいたします。
- 議 長 これより審議をおこないます。質問，ご意見はございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 質問，ご意見がございませんので採決いたします。議案第 23 号 事務局職員等の任命については，原案どおり承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 23 号については原案どおり承認されました。これについては、4 月 1 日の発令となります。

議 長 引き続きまして、日程第 13 平成 28 年度 農業委員会事業推進計画（当初予算）についてを議題と供します。事務局長の説明を求めます。

事務局長 日程第 13 について説明する。

議 長 これより審議をお願いいたします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がございませんが、これについてはあくまでも報告事項ですのでご了承願います。事務局におかれましては、この事業推進計画に基づき適正な事務執行により、農業委員会活動に遺漏の無いようにお願いするものであります。

議 長 引き続きまして、日程第 14 平成 27 年分農地の賃借料情報についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、平成 27 年分農地の賃借料情報についてご説明申し上げます。資料は 140・141 ページになります。

「農地の賃借料情報」については、140 ページの上段に表示してありますとおり、平成 21 年度まで策定していました標準小作料制度が廃止され、年 1 回、直近の小作料情報をホームページ等でお知らせすることになっております。今回は、平成 27 年 1 月から 12 月にかけて、農地法や農業経営基盤強化促進法により締結された内容に基づきその結果を掲載しております。表記の区分は、「田の部」と「畑の部」に分け、更に穎娃、知覧、川辺の各地域ごとに平均額、最高額、最低額、データ数を載せてあります。データ数は件数であります。

この情報は 4 月に配布します「農業委員会だより」にも、掲載する予定です。141 ページに、賃借料情報の推移として、26 年と 27 年の比較表を掲載しておりますのでお目通しください。以上で、説明を終わります。

議 長 只今の報告について審議をお願いいたします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がございませんが、これについてもあくまでも報告事項でございしますので、ご了承願いたいと思います。この情報については、4月に配布する農業委員会だよりに掲載し、また、市のホームページでも公開されますので、農家指導の参考にしてください。

議 長 次に、日程第15 農業委員の情報公開・個人情報保護審議会委員並びに男女共同参画審議会委員の推薦について

農政係長 資料の143頁と144頁に有りますように、総務課より南九州市情報公開・個人情報保護審査会委員と企画課より南九州市男女共同参画審議委員の推薦依頼がありました、なお、個人情報保護審査会委員は、川辺地区からの条件が、男女共同参画審議委員は女性委員からの条件がありましたので会長・並びに事務局で協議いたしまして、個人情報保護審査会委員に栢木委員を男女共同参画審議委員に永山委員を推薦したいと考えていますが、委員会の承認をお願いしたいと思います。審議方よろしく願いいたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました農業委員の情報公開・個人情報保護審議会委員並びに男女共同参画審議会委員の推薦については、情報公開・個人情報保護審議会委員に栢木委員 男女共同参画審議会委員に永山委員を推薦したいとのことですが委員の皆様からご質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
農業委員の情報公開・個人情報保護審議会委員並びに男女共同参画審議会委員の推薦については、事務局の提案通り栢木委員・永山委員を推薦することによろしいでしょうか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、日程15については、原案どおり情報公開・個人情報保護審議会委員に栢木委員そして男女共同参画審議会委員に永山委員を推薦する旨報

告いたします。

議 長 次に、日程第 16 その他でございますが、委員の方々から何かござい
せんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますが、事務局は何かございせんか

事務局長 今後の日程について連絡する。

議 長 只今の件について、ご質問はございせんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございせんか。

農政係長 農業委員会活動記録セット及び活動報告用紙等配布物について説明

議 長 只今の件について、ご質問はございせんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございせんか。

議 長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件
の審議は終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成 28 年第 3 回南九州市農業委員会
を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後 時

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長

会議録署名委員 9 番

会議録署名委員 10 番
